

	8.4センチメートル	
12センチメートル	写 真 ち ょ う 付 面	
	第 号	
	職 氏 名	
	生 年 月 日	
	火薬類取締法第45条の21第3項及び同法第45条の37第2項(同法第45条の38第2項において準用する場合を含む。)の規定による	
	立 入 検 査 証	
	年 月 日 発 行	
	有効期間	
	（ 経 済 産 業 大 臣 産 業 保 安 監 督 部 長 都 道 府 県 知 事 ） 印	

火薬類取締法抜粋

第45条の21 経済産業大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、当該試験事務を取り扱う指定試験機関の事務所に立ち入り、当該試験事務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第45条の37 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定完成検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第45条の38 (略)

2 第45条の24から前条までの規定は、指定保安検査機関に準用する。この場合において、第45条の24から第45条の26まで及び第45条の34中「第15条第1項ただし書」とあるのは「第35条第1項第1号」と、第45条の25、第45条の27から第45条の30まで、第45条の32、第45条の34及び第45条の35中「完成検査」とあるのは「保安検査」と、第45条の34中「第15条第3項」とあるのは「第35条第3項」と読み替えるものとする。

第61条の2 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定試験機関、指定完成検査機関又は指定保安検査機関の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。

五 第45条の21第1項若しくは第2項又は第45条の37第1項(第45条の38第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。